



平成30年1月15日

各 位

会 社 名 株式会社オープンハウス
住 所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
代 表 者 名 代表取締役社長 荒井正昭
(コード番号: 3288 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 執行役員
管理本部長兼企画本部長 若旅孝太郎
TEL. 03-6213-0776

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	平成30年2月14日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 9,300株
(3) 発行価額	1株につき6,320円
(4) 発行価額の総額	58,776,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役3名 5,800株 ※社外取締役を除く。 当社子会社の取締役 2名 1,300株 当社子会社の執行役員 3名 2,200株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、平成29年11月14日開催の当社取締役会において、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、また、平成29年12月20日開催の当社第21回定時株主総会において、本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額200百万円以内として設定すること、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は70,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日開催の当社取締役会決議並びに当社子会社である株式会社オープンハウス・ディベロップメント及び株式会社オープンハウス・アーキテクトの取締役会決議により、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する当社第22期事業年度の譲渡制限付株式報酬、当社子会社である株式会社オープンハウス・ディベロップメントの取締役及び執行役員に対する第19期事業年度の譲渡制限付株式報酬並びに株式会社オープンハウス・アーキテクトの取締役に対する第28期事業年度の譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役3名（社外取締役を除く。）並びに当社子会社の取締役2名及び執行役員3名（以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計58,776,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって当社に給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式9,300株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

平成30年2月14日～平成33年2月13日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任した場合には、平成30年2月から割当対象者が当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1

を超える場合には1とする。)に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社にて、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、平成30年2月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(平成30年1月12日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である6,320円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この価額は、当社普通株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの1か月間(平成29年12月13日から平成30年1月12日まで)の終値単純平均値である6,036円(円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。)からの乖離率は4.71%(小数点以下第3位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。)、同直前営業日までの3か月間(平成29年10月13日から平成30年1月12日まで)の終値単純平均値である5,160円からの乖離率は22.48%、及び同直前営業日までの6か月間(平成29年7月13日から平成30年1月12日まで)の終値単純平均値である4,358円からの乖離率は45.02%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

以 上